**児童養護施設等を退所し自立生活を送る学生に対する**

**「夢みらい応援資金」交付要領**

(趣旨)

第１条　この要領は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(以下「静岡県社協」という。)が行う、児童養護施設等を退所又は里親から独立し、高等教育機関に進学した者(以下「学生」という。)に対する「夢みらい応援資金」の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第２条　学校に通うこと、夢を諦めなければならない状況に陥っている学生に対して、「夢みらい応援資金」を交付することにより自立生活の支援を行うことを目的とする。

(対象)

第３条　「夢みらい応援資金」の対象者は、次の全ての要件に該当する者とする。

(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム（以下「社会的養護関係施設」という。）への入所措置及び里親またはファミリーホームへの委託を解除となった者

(2) 毎年度４月１日時点において、学校教育法に規定する大学（専門職大学、短期大学、専門職短期大学含む）、 高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍している者

(3) 毎年度４月１日時点において、「施設で暮らすこどもの大学等就学支援事業」等公的な給付金を受けていない者

(交付額)

第４条　交付額は、第３条に掲げる対象者1人につき10万円とする。

(交付方法)

第５条　「夢みらい応援資金」を希望する社会的養護関係施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、里親会、ファミリーホーム及び児童相談所の長（以下「施設長」という。）は、第３条に規定する対象者(以下「対象者」という。)を確認するための「在学証明書又は学生証など在籍を確認できる書類」を添付して、請求書(様式１)を静岡県社協会長に提出するものとする。

２　静岡県社協会長は、前項に規定する請求書を受理した日の翌日から30日以内にこれを支払うものとする。

３　施設長は、「夢みらい応援資金」を受領した日の翌日から20日以内に、対象者に「夢みらい応援資金」を支払うとともに、対象者への振込を確認できる書類を静岡県社協会長に、速やかに提出するものとする。

４　静岡県社協会長は、手数料として、対象者１人につき１千円を施設長に支払うものとする。

(雑則)

第６条　この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、静岡県社協会長が別に定める。

附　則

この要領は、令和３年６月21日から施行する。

　　附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。